

自治基本条例（仮称）について

1 自治基本条例とは

概要

- ・地域課題への対応やまちづくりなど市政運営全般について、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを明文化した条例。
- ・平成 30 年 3 月末現在で、全国では 371 自治体で制定（20.7%）

条例を制定する意義

- ・これまで行われてきた市民の市政参加を将来にわたって担保すること。
- ・地方分権改革の積み重ねの結果として、各自治体に制度の選択を認める地方自治法の改正が行われている中で、自治体の意思を表明していくことが重要であり、それには自治基本条例の制定が相応しいこと。

本市の状況

- ・平成 17 年に前市長の施政方針として掲げられて以降、第二次行財政改革を推進するための基本方針の 1 つとして検討が進められてきた。長期計画・調整計画においても第四期長期計画・調整計画以降記載されている。松下市長もこの考え方を踏襲している。
- ・一方、議会でも「議会基本条例」の検討が始まり、平成 24 年度からは任意の懇談会という形で、執行部側と議会側で話し合いを行ってきた。
- ・平成 28 年 11 月に有識者・公募市民委員、市議会議員、副市長をメンバーとする自治基本条例（仮称）に関する懇談会を設置し、22 回にわたる会議、市議会との 3 回にわたる意見交換等を経て、平成 30 年 10 月 15 日に市長へ骨子案を報告。

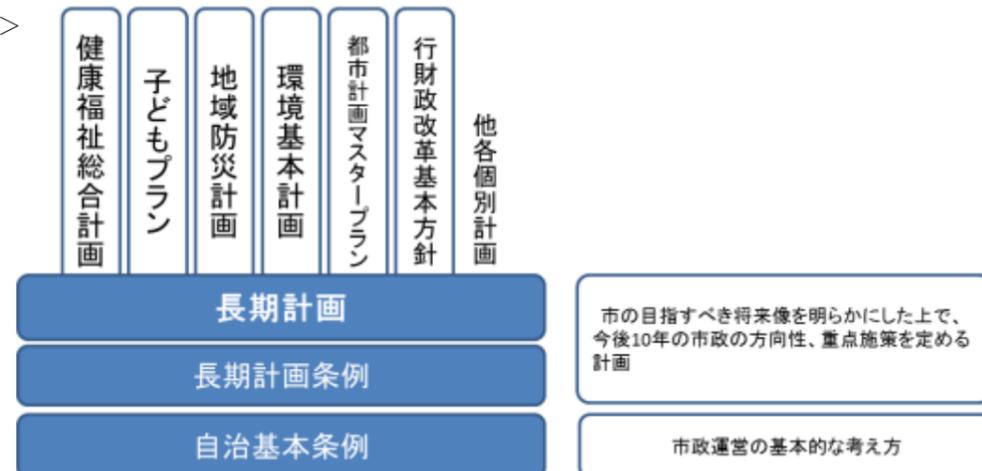
2 自治基本条例の位置づけについて

【自治基本条例（仮称）骨子】他の条例の解釈の基準となる、基本的な条例であること。

3 自治基本条例（仮称）と長期計画の関係

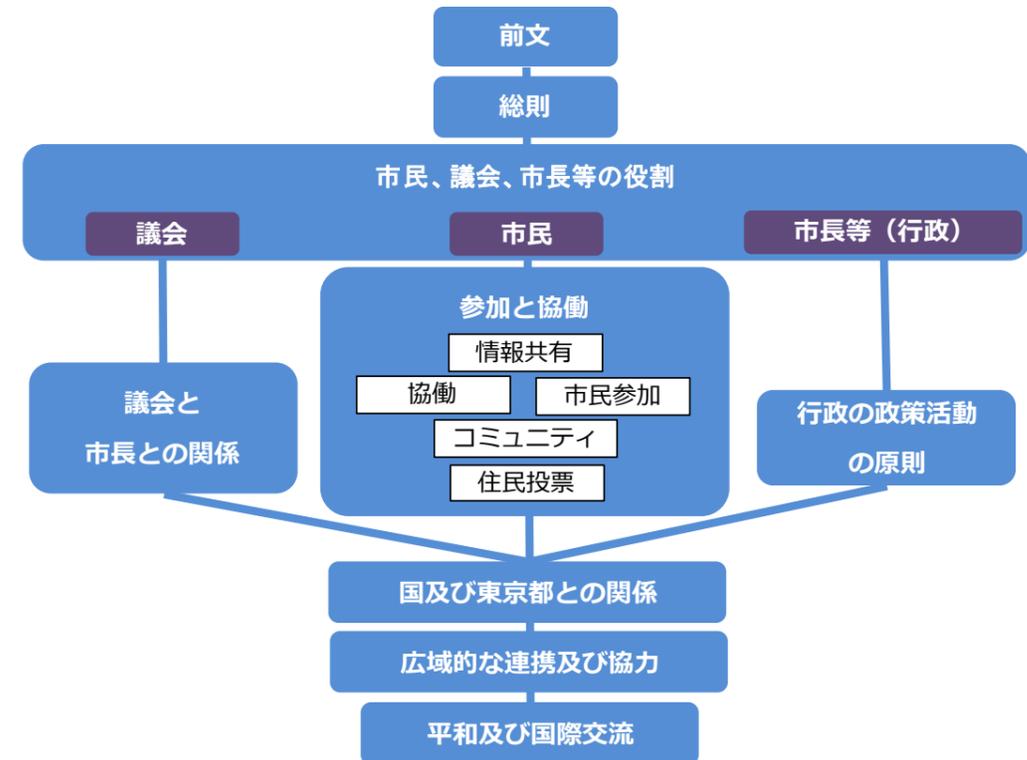
- ・自治基本条例は、市政運営の理念を示し、市政に関わる様々な施策を「どのように」実現していくかの原則、仕組みをルール化するもの
- ・長期計画は、総合的・計画的な市政運営を推進するために「何を」行うかを定めるもの。
⇒自治基本条例、長期計画双方によって自治を推進することとなる。

<イメージ>



4 自治基本条例（仮称）骨子の構成

- ・「総則」から「平和及び国際交流」まで8章立てとなっている。
- ・武蔵野市が実践してきた「計画に基づく市政運営」をベースに、市民自治の推進のために必要である「情報共有」、「市民参加」、「協働」の4つを基本原則としている。（総則で規定）
- ・「議会と市長との関係」「平和と国際交流」に関して章立てしていることは特徴的。



5 条例制定に向けての主な課題

- ・パブリック・コメント等意見公募の手續の制度化
- ・住民投票の制度化
- ・市民周知

6 今後のスケジュール

